

經濟産業大臣 赤澤 亮正

特定権利利益	対 象 者	延長後の満了日
火災類取縮法 （昭和二十五年法律第四十九号） 第一項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの	令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第二十号）が適用された同法第二十八条（以下「特定災害区域」という。）に住所を有する者	令和九年一月二十七日
火災類取縮法 第三十五条第一項の規定による許可により付与された特定権利利益であつて、同法第四十五条の三第八項において準用する同法第四十五条の二第六項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの		
中小企業支援法（昭和三十一年法律第四十七号）第十一條第八項の規定による登録であつて、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成二十二年通商産業省令第九十二号）第二條（同令第九條第二項の規定において準用する場合を含む。）の規定により、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの		

液引の適正化に関する法律（昭 和四十二年法律第四百九号）	取引の適正化に関する法律（昭 和四十九年法律第二百九号）	認定により付与された特定権利 利益であつて、同法第三十二条 第一項の規定により、令和九年 一月二十六日以前にその効力を 失うもの	情報処理の促進に関する法律 （昭和四十五年法律第九十号） 第十二条第一項の規定による登 録であり、同条第二項の権利利 益で、令和九年一月二十六日 以前にその効力を失うもの	情報処理の促進に関する法律第 二十八条の規定による認定によ り付与された特定権利利益であ つて、同法第二項の権利利益で ある規定により、令和九年一月 十六日以前にその効力を失うも の	電気工業の業務の適正化に関 する法律（昭和四十五年法律第 九十六号）第三条第五項の特定 登録により付与された特定 権利利益であつて、同条第二 項の規定により、令和九年一 月二十日以前にその効力を失 うもの	計量法（平成四年法律第五十一 号）第七十二條第一項の規定に より付与された検定印により付 与され、特定権利利益であつ て、同条第二項の規定により、 令和九年一月二十六日以前にそ の効力を失うもの	計量法第七十五条第二項の規定 により付与された装置検査印に あつて、同条第三項の規制によ り、令和九年一月二十六日以前 にその効力を失うもの
---------------------------------	---------------------------------	--	--	---	---	---	--

特定災害区域に特定権利利益の対象となる計量器を所在させている者

計量法第九十六條第一項（同法第百一條第三項において準用する場合を含む）の規定により、利益のあるもの	計量法第四條第一項の規定により付された基準器の検査印定にありつとされたる第二項の規定以前よりその効力を失うもの	中小企業等経営強化法（平成二十一年法律第十八号）第三十一条第一項の規定による認定により、利益のあるもの	中小企業等経営強化法第四十三條第一項の規定による認定により、利益のあるもの	中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十二條第一項の規定による規則第十六條第一項試験に於て与えられた特定権限を満了するもの	中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十二條第一項の規定による規則第十六條第一項試験に於て与えられた特定権限を満了するもの
---	---	---	---------------------------------------	--	--

特定災害区域に住所を有する者

特定災害区域に住所を有する中
小企業等経営強化法第四十三条
第二項に規定する認定情報処理
支援機関

特定災害区域に住所を有する中
小企業等経営強化法第三十一条
第二項に規定する認定経営革新
等支援機関